

運用マネージャーの採用基準について

1. 信託銀行又は投資一任契約に関する投資運用業を営む登録会社であること
2. 会社経営が安定的であること
 - ①業績：良好であること
 - ②財務状態：健全であること
 - ③母体企業（ある場合）：母体企業の信用力が高く支援が期待できること
 - ④国内年金受託資産額：投資一任契約資産残高が 100 億円以上であること
 - ⑤業務経験年数：5 年以上（母体企業がある場合は、母体企業の業務経験年数を考慮し 3 年以上も可）であること
 - ⑥従業員数：概ね 20 人以上であること
 - ⑦信託銀行にあっては、信用のある格付機関の格付けが BBB 格以上であること
3. 運用哲学が明確、かつ、合理的であること（応募商品について）
4. 運用プロセスが運用哲学と整合的であること（応募商品について）
5. 運用体制が整備されていること（応募商品について）
 - ①ファンドマネージャー：平均経験年数 5 年以上、平均勤続年数 3 年以上であること
 - ②運用システム、分析ツールが充実されていること
6. 運用実績が良好であること（応募商品について）
7. コンプライアンス体制が確立されていること
8. 過去 5 年間重大な不祥事を起こしていないこと
9. 原則として、責任投資原則（PRI）に署名していること